

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成19年 8月 第3回訂正分)

株式会社ジーエヌアイ

「第一部 証券情報」の記載事項のうち、記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年8月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年7月31日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成19年8月14日付及び平成19年8月16日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について
(略)
2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
(略)
3. ロックアップについて
(略)

4. 売出人である野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合について

売出人である野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合は、主幹会社の親会社の野村ホールディングス株式会社の100%子会社である野村リサーチ・アンド・アドバイザーズ株式会社が無限責任組合員となっている投資事業組合であります。同組合は、投資事業の一環として当社株式1,150,000株を保有しておりますが、同組合は引受人の買取引受による売出しにおいて、このうち115,000株の売却を行い、その引受けは主幹会社が行います。